

議案第 7 1 号

交野市国民健康保険条例及び交野市後期高齢者医療
に関する条例の一部を改正する条例について

交野市国民健康保険条例及び交野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和 2 年 1 1 月 2 7 日提出

交野市長 黒 田 実

提案理由 地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいため。

交野市国民健康保険条例及び交野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する
条例案

交野市国民健康保険条例及び交野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する
条例

(交野市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 交野市国民健康保険条例(昭和55年条例第32号)の一部を次のように改正する。

附則第6条中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合)」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(交野市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第2条 交野市後期高齢者医療に関する条例(平成20年条例第14号)の一部を次のように改正する。

附則第2条中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合)」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の交野市国民健康保険条例附則第6条の規定及び第2条の規定による改正後の交野市後期高齢者医療に関する条例附則第2条の規定は、施行日以後の期間に対応する延滞金について適用し、施行日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。